

入札監理小委員会
第441回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第441回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年11月30日（水）17:04～18:20

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○海洋環境における放射能調査及び総合評価事業（原子力規制庁）

2. 事業評価（案）の審議

○国民年金保険料収納事業（日本年金機構）

3. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（原子力規制庁）

長官官房 放射線防護グループ監視情報課 放射線環境対策室 山本室長、高須対策官、
及川対策官、出水専門官、森田係長、
長官官房参事官 関参事官補佐

（日本年金機構）

国民年金部 菅野部長、清水収納企画グループ長、斉藤参事役、大島部員

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

(原子力規制庁入室)

○尾花主査 それでは、ただいまから第441回入札監理小委員会を開催します。

本日は、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業の実施要項（案）及び国民年金保険料収納事業の事業評価（案）についての審議を行います。

最初に、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業の実施要項（案）について、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室、山本室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○山本室長 原子力規制庁放射線環境対策室の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

海洋環境における放射能調査につきまして、まず概要をご説明させていただきます。

実施要項の下にあります海洋環境放射能総合評価事業についてというペーパーをごらんいただければと思います。この調査でございますが、原子力施設沖合に位置いたします主要漁場における海産生物、海底土、海水に含まれる放射性物質の調査を実施するというところで、全国の原子力発電所、また、核燃料サイクル施設の沖合で調査を行うものでございます。また、平成23年に東日本大震災が起こった後、東京電力福島第一原発事故により放出された放射性物質による影響を把握するために、福島県沖につきましては、特に重点的に国が定めます総合モニタリング計画に基づきモニタリングを実施しています。なお、この総合モニタリング計画でございますが、毎年度国のほうで改定を行っておるものでございまして、調査地点の変更などが行われることもございます。

それから、契約状況の推移ということで、平成25年度から28年度までの契約状況等についてお手元に配付させていただいています。この事業につきましては、1者応札が続いているところでございます。説明会に参加いただいた方々に、入札に不参加の状況につきまして伺った結果を一番下の欄に記載してございます。この調査を行うに当たっては、外洋に出るに当たって船を借りるということで、傭船を行う必要がございますが、そういったことがなかなか難しかったといったようなご意見、また、今年度の参加者につきましては、各自治体行政、水産関係団体などに調査について計画のご説明をしたり結果の説明をするといったことが困難だということでご意見をいただいています。したがって、単に放射性物質の濃度をはかるという分析だけではなくて、結果を関係者にご説明するといったようなところまでトータルに事業を受けることになると、なかなかこれまで今受託している海洋生物環境研究所以外に実施するところがないというような状況で来ておると

ころでございます。

実施要項について簡単にご説明させていただきたいと思います。1ページの(2)に本事業の概要を書いてございます。①から⑤まで事業の概要ということでございますが、①、②が、今ご説明をいたしました全国の原子力発電所沖での放射性物質の調査で、③につきましては、その調査結果の評価ということで、全国の海域の測定結果を横に並べて、それぞれの海域での数値や海域ごとの比較を行うものでございます。④につきましては、結果の関係者への説明・報告といったもの。また、この事業で得られた海水の試料等につきましては、後々再度測定をするといったことも考えられたりしますので、一部の試料については、保管・管理を行うというようなことで、事業が構成されています。

具体的な測定の内容につきましては、2ページ以降に、調査地点ですとか調査の物質項目数などが記載されています。

それから、10ページに、③以降の事業についてももう少し詳細な内容を記載しております。10ページの③の調査結果につきましては、検討委員会を設置するというところで、環境放射能学、海洋学、水産学の学識経験者を含む専門家から構成される10名程度の検討会を設置して、結果の妥当性などについて審議をいただいております。そのほか、漁業等関係者ですとか、自治体の関係者も含む形で検討委員会が設置されております。

また、④の調査結果の説明等につきましては、事業開始時の説明、中間取りまとめの結果の説明ということで、2回関係者に説明を行うことにしています。

それから、調査の質の担保ということで、昨年度この場でご説明をさせていただき、アンケートを実施するべきではないかというようなことでご意見をいただいたところでございます。それにつきましては、資料の30ページに、別紙という形で事業結果説明に関するアンケートというのを入れさせていただいておりますが、来年度も同じような形で実施してはということで、入れておるところでございます。

また、事業の実施の詳細につきましては、26ページからこれまでの事業の実施の状況について記載をしています。26ページには、平成25年度、26年度、27年度の事業に要した経費を記載しています。26年度につきましては、25年度よりも人件費ですとか備船費、分析費などが増加しておるところでございます。これにつきましては、26年度の国の総合モニタリング計画が改定されて、測定地点数が増加したことから、今申し上げた費用について増加することになっておるところでございます。こういったことから、

下の注記事項の3にあるとおり、調査地点については、総合モニタリング計画の変更に伴い変更する場合があるということで記載をしています。それから、備船費の額を見ていただきますと、2億程度ということで、全国で通年かけて備船を確保するというをなかなか大規模にやらなければいけないというところにこの事業の特色があるところでございます。

また、27ページに、実施に要した人員を記載していますが、業務の実施状況ということで、試料のうち海水と海底土は船に乗船して試料を採取するということから、業務が5月、8月、11月、2月に集中して行われているということを記載しています。また、現地説明の箇所につきましても、下の表に記載してございまして、105カ所訪問して説明するということになっております。

また、28ページは、これまでの計画サンプル数、実績サンプル数を記載していますが、この事業の実施に当たっては、計画されたサンプルを全て測定を行うということで、100%測定を行っていただくことを確保いただくということを条件にしております。

今申し上げたことにつきましては、12ページの本業務の達成目標に記載をしています。12ページの下から5行目に(2)本業務の達成目標とございますが、本業務は、海洋中の放射能の移行挙動について把握・評価を行い、漁場の安全の確認等に資することを目的とするということで、先ほどご紹介いたしましたアンケートの評価項目のAとBということで、この説明が大変理解できる、おおむね理解できるといった割合が全体の70%以上占めるということ。また、今先ほど申し上げた試料を全て測定するということにつきましては13ページに記載しています。全ての試料を対象の時期に採取して、試料の分析を100%実施するといったことを質の担保ということで達成目標として掲げております。

また、13ページの(4)に、民間事業者が海水のセシウム134、137の分析を外注する場合には、国際原子力機関(IAEA)が実施するProficiency Testという質の担保を確保するためのテストで「Accepted」または「Warning」の評価を受けているということ証明できる者であることということで、セシウムにつきましては、広く民間事業者の方に声をおかけし、入札か相見積もりをとるといった価格競争を実施することということで行っておるところでございます。

私のほうからは簡単でございますが、概要といたしまして以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項(案)について、ご質問・ご意見の

ある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。

27ページ目でございます。米印1に、現地説明を実施した箇所というか、場所が明示されてございます。他方で、11ページをごらんいただけますでしょうか。11ページを見ると、説明をする対象者が漁業関係者、保安庁さん、自治体さんとか出ているんですけども、これは、各場所に出かけていって、各関係者さん呼び出して、その場で一括して説明するという理解で合っていますでしょうか。

○山本室長 基本相手先に出向いてご説明をするということで、ある県の方を集めてまとめて説明をするというようなことはいたしておりません。それぞれの機関に受託者が出向いて説明をしてございます。

○辻専門委員 でしたら、今度は11ページ目に載っている、例えば漁業関係者で拝見すると、各都道府県にある関係漁業協同組合連合会さんと、それから漁業協同組合と書いていますよね。これはひょっとすると、各都道府県にはたくさん漁業協同組合があったりするのでしょうか。

○及川対策官 私のほうから答えます。例えば北海道の場合ですと、北海道の協同組合連合会という大きな組織が1つあります。そこにまず説明に行くということ。それから、この事業の中で魚の試料をいただいている箇所（漁協）がありますので、例えば北海道ですと、岩内の漁協さんからいただきますので、岩内郡の漁業協同組合さんに出向いて説明をするということで、漁業関係者は北海道であれば2カ所行くということになります。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、ちょっと細かいんですけども、12ページ目で、今まで保管していた試料を引き継いで保管するということが書かれてございます。海水試料に関しては、1万2,000箱とかとかなり大きいと思うんですが、毎年どれぐらい増えるのでしょうか。各年というか、毎年これから1年ごとにどれぐらい増えることが見積もられているのでしょうか。

○及川対策官 この事業で一番あってはいけないのが、試料（データ）の欠測であり、欠測を防ぐというか、しないために例えば海水試料ですと、150リットル要する場合300リットル採るとか、概ね倍量を採っています。ですので、分析が1回でうまくいったとすれば、おおよそ半分ぐらい残るということになります。例えば海水のうち、発電所の海域ですと120試料をとりますので、例えば120（試料）×150（リットル）とすれ

ば、大体その掛け算で残試料の量が出てくると。

○辻専門委員 でしたら、できれば今後ざっくりで構わないので、毎年どれぐらいのペースで増えていくのかという情報も挙げていただけるとよろしいかと思いました。

それからもう1点だけ、11ページ目の下のほうで、過去の試料が必要になった場合には呼び出してまた所管庁さんに提出するということが求められると思うんですけども、提出を求められて何日以内ぐらいに提出すればよろしいのでしょうか。

○及川対策官 特段そこまでは求めてはいないんですけども、管理条件については逐一報告をいただいています。例えば前期、5月、4月あたりに採った試料の分析が終わりましたというように、3カ月ごとに書面で進捗状況というのをいただくことになっていますので、それが終わり次第、残試料については倉庫に移していただくとか、そういった一覧表を作成した上で管理をされて、それは私どものほうで共有させていただいています。ですので、例えば今日この分析値がおかしいから再分析をお願いしたいということであれば、受託者様のほうにお願いして、試料はすぐ出る（用意できる）ようになっています。

○辻専門委員 その試料は何日ぐらい待ってもらえるんですか。

○及川対策官 倉庫の都合にもよりますが、1日、2日で出ます。

○辻専門委員 そういう意味では、倉庫をどこに借りるかという部分が結構あって、都心部だと、これだけの量のでかい倉庫を借りるのも困難で、田舎だったら借りやすいかなとかあるかもしれませんので、そのあたりは、受託者さん側の視点で、地理的にどのあたりに大きな倉庫を確保しなければならないのかということがわかるような手がかりを幾つか、もし可能なら書いていただければと思いました。

以上です。

○尾花主査 ほかにございますか。

どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございました。

教えていただきたいんですが、いろいろすでに工夫をされていると思うんですけども、JVですとか、1者入札が続いているということで、あとほかに改善の余地があるとしたら地域分割なのかなというふうに思ったんですが、やはりこちらの資料を見ても、全国全部一遍にやるというのも、相当の規模の業者さんじゃないとこれは無理で、実際に全国1本のままで代替し得る業者さんというのを想定できる会社さんというのはどういうところがあるのでしょうか。

○山本室長 この調査につきましては、資料の中で外注の分析費のところもございますように、分析については、日本全国いろいろ九州から関西、東京にある分析会社の中で相見積もりをして、測定については、なるべく安くというようなことでやっています。この分野なんです、環境中の放射能をはかるという業務が、国に基づく調査か、それから県が行う調査か、電力事業者がみずからの事業所の周りで行う調査か、この3つしかなくて、一般の工場から放射性物質が出て、海洋をモニタリングしなければいけないというようなことはございません。したがって、有害物質であれば今申し上げた3者から受託できなくても、どこかの工場の有害物質の環境測定を受託する可能性があるかもしれないんですが、日本にある放射性物質を測定する者というのは、こういった3者による調査をやるために、国が昔主導して設立した財団か、電力会社が100%出資している子会社か、県自身、それしかないというのが現状です。

○生島専門委員 具体的に幾つか実名で教えていただきたいんですけど、結局1者入札を何とかしようというのが今テーマだと思うんですけども、でも専門家の皆さんから見て、わかり得る、ここだったらできるかなというのが全然浮かばないとすると、なかなか解決策がないかなと思うんですけど、この会社だったらできそうだなというところで、もし幾つか思い当たる会社名があれば教えていただきたいんですけども。会社名というか、財団でも何でもいいんですけど。

○山本室長 今申し上げた国が放射性物質をきちっと測定するために立ち上げた財団として日本分析センターというのがございまして、そこはこれ以外の調査の多くを担っています。ここで今、海洋生物環境研究所が受託しないということになると、国からの発注がみんな日本分析センターに行くという形になってしまいます。あとは、水産庁の関係で放射性物質の調査をやっておるところがございまして、そこがもう一つとしては考えられるところがございます。ただ、この調査につきましては、昭和58年度から実施していますが、こういった調査をやることのできるような能力を有する分析機関としては、放射能分析のこともわかるし、魚のこともわかり、海洋環境放射能総合調査を全体評価することができる海洋生物環境研究所、それから、水産庁から魚の放射能分析の業務を受託するのに応じた規模を有する水産庁の関係の機関と、それ以外の分析を一手に実施してきた日本分析センターというものしかございません。福島で事故がございまして、非常に多くの測定をしなければいけないということで、一部の民間の会社が、機器を導入して測定をすることができるようになるここ数年はなっておりますが、いずれにしても、1台分析機器

を買って少しやれるというキャパシティーしかございませんので、我々はこの事業をいかに効率的にやっていくかということで、先ほどProficiency Testで一定の能力を有する者について、なるべく相みつをとるようにしなさいということで、これまで大きな固まりで、ある者に随意契約をしていたものを細かく分けて見積もりをとるようにという形で、事業の効率的な執行を行うように今改善を図っておるところです。この事業全体を受託できるところがあるかということ、なかなか、ないというのが正直なところですよ。

○生島専門委員 なるほど。地域分割をしたら、例えば自治体規模の分析センター的な、各自治体の分析センター的なところが、それぞれの自分の自治体の範囲では受注できるということ、ちょっと細かいですけど、極端に言えば47に分ければそれぞれ入っていくことはできるとか、もしくは、もうちょっと小さい会社が入り得る可能性はあるんでしょうか。多分今のオールジャパンのままだと、かわりがいないということはどうしたらいいのかなと思ったんですけど。

○山本室長 今、分析を小さく分けても、最後はそれを横並びで評価をしないといけないので、私どもとしては、外注をするときに効率的に行うというような形で、小さいロットでとりやすくするという改善はなるべく図っていこうと思っております。いずれにしろ最終的に海の中で放射性物質は移動してございますので、横並びで比較をして、全体で放射性物質の動態、どういうふうに移動しているのかというのを把握する必要があるんで、大きく評価するというものと細かく分析をするロットに分けるという形にならざるを得なくて、そうすると、結局は、外注するときいかに効率的にするかということと同じことになるのかなと思ってございます。

○生島専門委員 そうすると、結局規制庁さんから受ける場合は、やはり1個オールジャパンで受けて、それを細かくというのはあるけれども、規制庁さんから発注する段階で分割してもあまり意味がないということなんですかね。

○山本室長 そうですね。かえって我々が多くの受託者から結果を受けて、それが正しいのかという管理も国がやって、誰かにまとめて評価をしてもらうということになると、非常に国の負担も増えますし、やりとりや測定結果の確認ですとか、そういったところは多数の者がかかわることで、かえってこの事業の質の担保という面でも費用という面でも、あまり細かく分けてしまうとよい結果にならないのではないのかと考えてございます。

○生島専門委員 そうすると、現状での発注の1本でということですよ、なかなか今の業者さん以外にできる能力を持つところがなさそうだという感じなんですよ。

○山本室長 今、海洋生物環境研究所以外でとるところというのが、可能性としてないわけではないんですけど。

○生島専門委員 それが日本分析センターのみですね。

○山本室長 あとは、水産庁から受託している機関が規模を大きくしてというような形でしか対応が難しいかなと思ってございます。

○生島専門委員 わかりました。1者入札についてどうやって解決されるか、アイデアがどういうふうなのかなと思ってお聞きしたかったんですけども。ありがとうございました。

○及川対策官 分割については、難しいところがあって、例えば放射能の分析で今、室長のほうからご説明があった I A E A が、分析の質を担保するために国際機関として分析値の相互比較（クロスチェック）（Proficiency Test）というのをやっており、その結果は取りまとめたうえで報告書として公表しています。例えば今皆さんの生活の中で1グラムの重さをはかるというときに、クロスチェックで国際的にこれはほんとうに1グラムか確認しましょうというのは多分ないですね。それは、1グラムという規定がきちり世界的に決まっているからそういうことをする必要がないわけです。現行、放射能の分析というのは、日本でいうとまだそんなに歴史があるわけではなく、J I S に定められている方法ですとか重さとか長さのように、きちっと管理することが難しい分野ではあります。ですので、I A E A のような国際機関が、1ベクレルなら1ベクレルというものを基準にして、世界各国の機関が参加するクロスチェックを行って、正しい値が出ていますねという、そういった事業をやっているんですね。また、体制の話ですが、日本全体をまとめて調査する体制でやるというところにまさに意味があって、区分けにしまうと、例えば説明に行ったときに、北海道に説明に行った業者さんと東京都に説明に行った業者さんが違うと、北海道で説明を受けたときに東京都の値はどうだったんですかと聞かれたときに、業者はうちじゃないので知りませんというふうになってしまう場面も多々あると思いますね。そういったところで、日本全体の海洋の放射能を把握するために、やはり一つまとめてやる必要があるのではないかというのが考えの一つです。同時に、質を担保しなければいけないという考えもありますので、そういった国際機関の取り組みも利用させていただいて、正確な海洋環境の放射能を把握していくと。それを国民の皆様にお返しするという形をとりたいということです。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。

先ほど全国各地で関係機関に説明を行うということをお伺いしたんですけれども、その説明の際に、10ページのところの事業開始時の説明で、④のイの部分ですけれども、あわせて前年度の結果説明も行うというふうに記載があるかと思います。前年度受託している事業者さんであれば、かなりこの点については熟知されていて、スムーズに説明が可能だと思うんですけれども、仮に別の事業者さんにかわられた場合、前年度の説明といった場合に、もちろん報告書等の提供はあるかと思うんですけれども、前年度の結果について、規制庁さんからかなり説明を事前に受けることができるのか、そのあたりは実施要項に記載するのか、もしくは説明会で説明されるのか、非常に関係者が少ないので、おそらくどの機関もある程度熟知している部分はあるかと思うんですけれども、特にこの事業の説明に当たって、どういう関係機関、どういう担当者なのか、もしくはその内容を説明したのかという前年度の情報を丁寧に提供するというところはぜひお願いしたいと思います。

○山本室長 そのような形で、今いただいた意見を踏まえて適切に対応していきたいと思います。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、先ほどなかなか参加が見込まれる者が少ないのが現状であるというような話があったかと思います。13ページのところで、海水の分析は、これはもう再委託の部分だと思うんですが、外部発注する際は、入札や見積りの価格競争を実施することというふうになっているかと思います。これは、既に事業を実施されているわけですけれども、今実施している事業においては、実際価格競争というのは実施ができて、例えば相見積もりとかはとれているのでしょうか。ここの実施要項の記載が、ほんとうに実現可能性があるのかどうかというところを確認したいんですけれども。

○山本室長 今年度実施する中で、4者ほどに相見積もりをお願いして、測定をする核種にもよるんですが、2者から4者見積もりをいただいて、その中で前年度お願いしていた人からかわるといったこともあったりしてございます。

○川澤専門委員 その2者から4者というのは、先ほどおっしゃっていただいたように日本分析センター等ではなくて、民間の少し規模が小さい会社さんのようなところなんですか。

○山本室長 日本分析センター以外にも、先ほど電力会社の100%の子会社で測定を行っているところや、それから、財団で受託しているところ、そういったところも私どもの事業の中では参加いただいて受託していただいたりしてございます。

○川澤専門委員　そこで実際価格競争がなされて、当初の予定よりも安くというか、より質を確保した上で安く外部発注ができていているというように評価されていらっしゃるということですか。

○山本室長　今年度、一部の調査については、これまで1本で出していたものを4つに分割をして、それぞれ相見積もりをとることで、昨年度1本で出していたときよりも費用が低くなっている、そういったものもございます。

○川澤専門委員　なるほど、わかりました。そうしますと、ここの部分は質の確保のところで記載いただいているわけですがけれども、実際それによって効果が図られて、少し先ほどの地域分割のような話もありましたけれども、説明の部分とかも含めて、今後、競争性を確保するためにどうすればいいのかということを考え始めないとずっとこのままになってしまいますので、ぜひ全体の評価の取りまとめのところも競争性を確保する方策について前向きにご検討いただければと思います。

以上です。

○辻専門委員　いいですか、済みません。

先ほど入札説明会に来た方々のうちで、備船が確保できなかったからあきらめたという方がいらっしゃったと伺ったんですけれども、例えばなんですけれども、試料を採取する場面とそれを分析する場面に分断して、試料を採取する部分に関しては切り取るということが可能なんでしょうか。

○山本室長　試料を採取するときに、受託した業者も乗船して、きちっと適切にやっているのかというのを確認しながらやっておりますので、今お話がございましたように、備船だけを分けてやるというのは、適切な試料の確保という大事な業務を分割するということになり、なかなか難しいのかなと思ってございます。

○辻専門委員　つまり試料を採取するシーンにおいても、分析の専門家がいないと適正な試料が採取できないという前提があるわけなんですか。

○山本室長　はい。

○辻専門委員　わかりました。

もう1点なんですけれども、5ページ目でございます。5ページ目のローマ数字のiv、採取した海産生物試料は、可食部位（原則として肉部）と書かれてございます。多分海洋生物の場合、皮とか肉とか骨によって放射性物質の濃淡が違うのかなと素人ながら想像するんですが、そのときにさらに肉といった場合でも、どの部分の肉かによっても放射性物

質の濃淡がもし変わるのであれば、もうちょっと詳しく、貝類だったらこの部分とか、魚類だったらこの部分とかというところまでもし細かくやっていたらいいのであれば、業者さんのほうにとってはかなりまたすごい負担が増える部分だと思いますので、おそらくクオリティーを確保するためであれば、かなり細かい指示を出す必要があると思いますので、そのあたり、もしも原則として内部と書かれている部分より細かいレギュレーションがあるのであれば、そのあたりも明記していただければと思います。

以上です。

○尾花主査 では最後に、26ページの従来の実施に要した経費、借損料が25年と27年で2倍以上にもなっているので、理由があるのであれば注記ください。

○山本室長 はい。

○尾花主査 それから、一般管理費について、総費用の10%程度認めておられるようなんですが、それについて何か基準があるのであればご開示いただくといいと思います。

あと、27ページの従来の実施に要した人員について常勤職員、非常勤職員、全部これは情報がないのですが、情報が入れるのであれば入れていただくと助かります。

それから、アンケートのところなんですが、効果を測定する際に目標値、どれぐらいアンケートを集めるのかについての定めもないので、もしそれが定まったほうが質を確認できるとお考えであれば、枚数等をご記載いただくといいと思います。

それでは、本実施要項案の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項がありますか。

○事務局 特段ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいですか。

ありがとうございます。

今後実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(原子力規制庁退室、日本年金機構入室)

○尾花主査 続きまして、国民年金保険料収納事業の事業評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況報告（案）について、日本年金機構国民年金部菅野部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○菅野国民年金部長 日本年金機構、菅野と申します。よろしくお願いいたします。できるだけ手短かに説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、国民年金保険料収納事業の実施状況につきまして、平成26年度に開始したもの、それから27年度に開始したもの、これにつきまして結果につきましてご説明をさせていただきます。

事業内容については、書かれていることですが、今回の委託期間は先ほど言いましたように、26年度開始事業につきましては、第1期、第2期それぞれ7カ月間、12カ月間、それから、27年度開始事業につきましては、最初の12カ月間についての事業になっております。

1ページおめくりいただきまして2ページでございますが、受託事業者につきましては、26年度開始事業につきましては、アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体以下4者が参加しております。それから、27年度開始事業につきましては、株式会社アイヴィジット以下、3者が参加しております。

受託事業者の決定の経緯でございますが、これにつきましては平成26年度開始事業については、入札参加者延べ42者、それから、27年度開始事業につきましては、入札参加者延べ73者から提出された企画提案書につきまして、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会におきまして審査を実施いたしまして、評価基準を満たした73者に対して技術的評価点を付与いたしました。入札価格につきましては、27年ですけれども、2月9日に開札をし、総合評価を行った結果、総合評価点の最も高い者をそれぞれ上記の落札者としております。

今回の評価期間中における特異事項と申しますか、例年と比べて特に異なる事象といたしましては、既にご承知かと思いますが、いわゆる不正アクセスによる個人情報の漏えいという事件がございまして、5月28日にこれが判明いたしまして、6月4日からいわゆる督促業務と悪意に満ちた方からの不審電話との混同を防ぐ観点から、納付督促業務の中止を各者に要請いたしまして、11月16日までその作業を中止いたしております。11

月17日より納付督促業務を再開いたしまして、再開後につきましては、全ての督促手法において計画件数の全体見直しをいたした上で、改めて督促を開始したところでございます。

3ページ目に参りまして、確保されるべき事業の質の達成状況ということでございます。まず1点目、達成目標・最低水準の達成状況についてですが、事業の達成目標としての水準と、それから、質の確保ということで最低水準を設定しております。まず、平成26年度実施状況につきましては、全ての項目、現年度、過年度1年目、過年度2年目、ですけれども、ごらんのとおり全ての対象月について目標を達成しております。それから、27年度につきましては、その下（イ）のところでございますが、各年度開始事業ごとは以下のとおりですが、27年度全体の状況をトータルしたものについては次の4ページ目になりますけれども、ごらんのとおり現年度及び免除については、最低水準が達成できていないという結果でございました。ちなみに、先ほど申しました27年度の特異事項である納付督促の中止ということの期間を除いた場合のケースについて一応書かせていただいております。26年度開始事業については、目標を達成しております。それから、27年度開始事業につきましては、27年度現年度と免除が最低水準に未達成になっているということでございます。ただ、督促中止期間を除けば27年度全体としては、最低水準は達成をしておることから、納付督促の中止の影響というのは少なからず影響しておるのではないかと考えております。

それから、5ページに参りまして、そういったことも含めまして達成目標に対する分析ということで、前回の事業と今回の事業とを比較しております。それぞれございまして、前回は現年度、過年度1年目も全てにおいて、免除を除きまして達成できておりませんでしたけれども、今回の事業においては、過年度の1年目と2年目は達成目標は達成ができましたが、ほかについては達成できておりません。

それから、実施状況についての調査ということで、それぞれの調査項目、例えば納付月数とか、免除等承認件数ですとか、手法別の実施件数とか、いろいろ後で出てまいりますけれども、これを前回の者との比較ということをしてしております。比較としては、それぞれの調査項目につきまして、今回の委託事業と前回の委託事業の実績を比較するという手法にしております、同一の対象地域の同一の期間でそれぞれ事業の実績を比較しております。それぞれの比較期間、対象期間は下に書いてあるとおりでございますが、こういった比較の中で、次7ページからがそれぞれの比較をしております。

調査結果でございますが、まず、現年度の納付月数、あるいは過年度納付月数、免除についてでございますが、これについては、月ベースでは減少しておりますけれども、その下のほうに納付率及び免除率というのがございますけれども、納付率ベースではプラスになっておるといような現状でございます。次のページに参りまして8ページになります。現年度保険料のうち、納付期限を経過した全月数に対する、要するに、1カ月、翌月末が納期になっておりますので、翌月末の納期を経過しても納められていないものにつきまして、納期期限経過後どれぐらい納付があったかということでございますけれども、全てのものについて納期期限経過後の納付率は、前回の事業よりも改善をしておるとい状況でございます。

それから、各督促手法、納付督促の手法は電話、戸別訪問、文書とありますが、各督促ごとの実施回数の比較ということをしてしております。どの程度回数をやっているかということでございます。各督促手法ごとの回数でございますが、比較対象である前回はモデル事業を行いまして、電話督促の頻度を上げたり訪問員の配置数を増やすといったこともあって、非常に水準的にベースが高くなっておりますので、今回は回数別で低くなっているという状況でございます。

9ページに参りまして、では接触率はどうかということについて、先程も言いましたように効果率、接触率は上昇している部分が多くなっております。効果的、効率的な督促業務となっていると。要するに前期と比べて、今回各受託事業者さんも非常にやり方を覚えたという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、効率的なやり方になってきているのではないかと我々も考えております。以下、10ページ以降、それぞれ戸別訪問につきましても、こういった状況であると。若干効果率という点では、かなり上がってきていると思っております。

それから、10ページの最後の下の方ですけれども、納付月数1月及び免除の1件獲得に要した費用ということでございますが、これはもうそれぞれ前回に比べてコストのほうは下がっているという結果になっております。

受託事業者さんからの提案等による改善の実施状況でございますけれども、達成状況が改善されたという要因としては、やはり平日の夜間帯及び土日祝日の督促というのが非常に効果的だということで、そちらの配置数、要するに重点化することによって、先ほど申し上げましたようにかなり接触率が改善をしていると思っております。それから、年金事務所から送付いたします特別催告状ですとか、そういった送付先の情報を受託事業者に積

極的に展開をしております。受託事業者さんはそれに基づきまして、効果的にそういった各種の督励業務を実施するというをいたしましたので、いわゆる当たりを非常に濃くしたところに、行ったところにすばやく督励に回るということで、非常に効果は上がっていると思っております。どこまで協力・連携をしていくかという点でいけば、契約の内容が非常に請負に近い業務でございますので、どこまで接触してどこまで指示をするというのは私どもも非常に微妙なところで、偽装請負と言っては何ですけれども、そういったところの観点も疑いを持たれることのないように、なおかつ効率的な情報を渡してやっていただくことで、全体の効果を上げていくということを昨年度も模索をしていたというような状況でございます。

それから12ページでございますが、全体の実施状況の経費でございますが、こちらにあるように最終的に前回の実施経費に比べて11億8,000万ぐらいのマイナスになっております。モデル事業というのがちょっと増えている部分がありますので、それを除きましても8億、4,000万円程度の減少となっております。

それから、次に13ページ目になります。参考として達成目標の達成状況に対する増減額措置の状況ということで、26、27年度それぞれ出しております。増減措置額につきましては、26年度は11%プラス、以下27年度も同様にプラス、27年度の1期分だけが若干マイナスになっているということでございます。この増減額の措置の考え方はご承知かと思えますけれども、納付月数における達成目標に対して目標を超過した場合は、増額の場合は割合ごとに0.1%ずつを期別委託費に乗じた額について増額をするという形になります。減額の場合は、最低水準に達している場合と達していない場合で、それぞれ減額率を次の14ページにありますように変えた形で減額をしているというのが今回の資料でございます。

それから、15ページになりますが、その他の項目として、納付率の推移ということで全体としてどうかということで若干触れさせていただきますが、平成27年度の納付率、現年度納付率につきましては、約プラスの0.3%でございます。それから、27年度過年度1年目、2年目もそれぞれ68.6、それから70.1となっておりますが、私ども日本年金機構の場合、各年度ごとの目標のベースになる中期目標、5年間を中期目標と定めておりまして、これが現在平成26年から平成30年度までの2回目の中期目標の期間にかかっておるんですが、この期間中に、いわゆる最終納付率と私どもが申し上げておりますが、それを70%台にするという目標を立てておりまして、この大きい目標に対しては、

前倒しの達成ができていると考えております。

それから、契約期間の延長につきましては、26年度開始事業について延長要件を定めておきまして、第1期、2期の達成目標を達成したところについては、督促件数を100%以上実施しておれば自動延長という規定があったんですが、残念ながら、目標を達成した地区はあるのですが、100%以上督促実施計画を達成したところはなかったものですから、26年度開始事業に係る契約期間の延長は今回はないということになっております。

評価のまとめということで最後にちょっと触れさせていただいています。未達成の項目として幾つかの事項の中で未達成の項目はございますが、前回の事業と比べますと、やはり比較しますと納付率ですとか達成目標の達成状況等の実績は、改善といえますか、それぞれの受託事業者さんにそれなりの効果を出していただいていると私どもは評価しております。ただやはり先ほどの個人情報の流出等の問題等が27年度にございました。そういったこともございますので、今後、次の見直しにおいては、幾つか課題なりがあるというふうに認識しております。まず1つは、受託事業者さんが取り扱う個人情報に係るセキュリティーの問題、各受託事業者さんには、未納者の方の個人情報をお渡ししております。万が一これらが外部に漏れるということはあってはいけませんので、いわゆる各訪問員さんが持っておられる端末、携帯端末お持ちなんですけれども、それと、受託事業者さんが持っている、私どもが渡しているデータを保存しているホストコンピューターとの間について、万が一乗っ取られたりとかするようなことがあってはいけませんとか、こういった通信回線の秘匿化ですとか、あるいは情報端末、大体iPhoneですとか、アンドロイド端末を使っているんですけれども、こういったものの取り扱いの厳格化という対策を講じると契約書上にも書かなければいけないのではないかと考えております。

実態上を申し上げますと、実は今回の個人情報の漏えいに関しまして、委託先から万が一漏れることはあってはならないのではないかとということで、各受託事業者さんには、契約書には書いていないんですけれども、いわゆるインターネット回線を使用する場合は閉域網を利用していただくということですか、端末に関しては、MDMという端末コントロール機能、要するに例えばインターネットですとかメールですとかは、接続先を制限したり、メールですとホワイトリスト化をするというような機能を加えたものを用意していただきたいということでご協力をお願いし、実態上、これらについては、全て現地点では対応していただいております。そういったこともございますので、来期からはこれを契約書上明文化して、セキュリティー対策を図りたいとは思っております。

それから、納付督促の適正な実施ということで、やはり戸別訪問というのがかなりのコストの部分で占めているんですね。やはり人件費でございますので、そういったものにつきましては、被保険者数の減少、今厚生年金の適用拡大、パート従業員の適用拡大をしている関係で、全体的に国民年金の被保険者というのが減ってきております。そういったことも勘案しまして、今、必須設置数としておりますけれども、そういったものについても見直しを検討するという事も考えております。ただ、一方でやはり夜間、土日祝日の督促というのが一定効果はあるということですから、こういったものを督促割合の中にどうやって生かしていくか、あるいは対象の中にどう取り入れていくかということを考えていきたいと思っております。

民間の会社、民間企業さんが公的な個人情報を扱うということで、やはり一部のお客様から非常に苦情をいただいているというのが現実でございます。そういった意味でいけば、訪問員ですとか、あるいは電話オペレーターに対する研修ですとか接遇ですとか、特に個人情報を取り扱っているという点でいけば、個人情報の漏えいといったことが起こってはいけませんので、これはどこまでやるかということはあるんですが、万が一そういったことが起こった場合は、何らかのペナルティ的な、委託費の支払いへの反映といったことも検討しなければいけないのではないかと考えております。

達成目標の設定につきましては、これまでの実績等を踏まえて改めて検討したいと思っております。

それから、増減額措置の見直しでございますが、達成目標の案分について、今は納付月数と免除獲得件数を2対1の割合で評価しているということにしております。ただ、本事業の趣旨は、やはり保険料の納付をきちんと給付に結びつけて、将来の年金額を増やす、フルペンションにするということが本来の事業の目的でございますので、そういった意味でいけば、やみくもに免除をとってくる、いわゆる分母対策のような形をとられては困りますので、そこについてはちょっと見直しをしなければいけないのではないかと考えております。例えばここにあるように、3対1に変更するという事も今回は考えたいと思っております。

それから、一番最後ですけれども、今回の個人情報の漏えいに関しまして、やはり納付に影響があったということもございしますが、そういったことはもう絶対起こしてはいけないので、起こるという前提で考えるということにはできないんですが、ただ一方で、東日本大震災ですとか熊本地震のように、大規模な災害が起こった場合には、実際熊本地震のと

きも激甚災害法が熊本県に適用されまして、国税が納付督促を一切中止したということがございます。そうしますと、私どものほうも督促を中止せざるを得ないというのがございますので、そうしますと、やはり受託事業者さんのほうが契約上不利になる部分がございますので、そういった部分については、何らかの基準なり手続なりを明確にしておく必要があるのではないかと考えております。変な言い方ですけども、こういった万が一の対応をしておくことによって、起こってはいけないんですが、今回のような個人情報の漏えいによる督促中止ということもあった場合には、こういった仕組を援用していくというか、そういうやり方があるのではないかと考えております。

非常に早口で大変わかりづらかったと思いますが、私からの説明は終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それではただいまのご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○新井参事官 評価を簡単に。

○尾花主査 失礼しました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、総務省公共サービス改革推進室の評価（案）について資料Bに沿いましてご説明をさせていただきます。

事業の概要等については割愛させていただきます。資料の2ページからご説明させていただきます。2ポツにあります対象公共サービスの確保されるべき質の水準といたしまして、各開始事業、各対象期間の実施結果に係る督促対象月数及び免除等承認件数が最低水準及び達成目標を上回っていることとしております。最低水準から見ていきますと、平成26年度開始事業の第1期、第2期につきましては、いずれも達成率が100%を超えておりますが、平成27年度開始事業においては、現年度督促対象月数と免除等承認件数においては達成率を下回っております。次に4ページにあります達成目標につきましては、平成26年度開始事業第1期で、全ての項目で100%を超えておりますが、平成26年度開始事業第2期の現年度督促対象月数は100%を下回っており、27年度開始事業においては、過年度1年目督促対象月数以外の項目においていずれも100%を下回っております。

質の確保における全般の評価としましては、最低水準として最低限の質はおおむね確保されていますが、達成目標としては十分ではない状態です。原因としては、先ほど機構様の説明でもございましたとおり、27年5月に機構において不正アクセス事案が発生したことにより5カ月超にわたり納付督促の業務を中止していたことが主な原因の一つであると言えます。今回の不正アクセス事案は機構側で発生したものであり、受託事業者の責に帰さないものでございます。この点につきまして、不正アクセス事案による納付督促業務の中止期間を除いた達成状況としましては、3ページに戻っていただいて下のほうにあります平成27年開始事業第1期における現年度督促対象月数及び免除等承認件数以外においていずれも100%を超えております。未達成となったこれらの項目においては、11月以降の納付督促再開後において、国民年金保険料の時効に近い過年度1年目、2年目の督促を優先して実施したことにより十分に取組みなかったことが一因として推測されるため、本来であれば最低水準、達成目標いずれにおいても質が確保されていたものと評価できます。

また、質が改善された理由及び根拠となる事業の実施状況として、5ページ以降に前回事業との比較をしております。比較内容といたしまして、1つ目に、各開始事業の各対象期間における納付率の期間伸び幅の比較がございしますが、こちらは全項目において前回事業における伸び幅を上回る結果であり、改善されていると言えます。2つ目にて、督促の実施手法である電話督促、戸別訪問、それぞれの接触率・効果率の前回事業との比較をしておりますが、電話督促における27年度開始事業第1期の接触率、また、次のページに記載があります戸別訪問における26年度開始事業第1期における接触率につきましては前回事業を下回っておりますが、それ以外の接触率及び効果率においては、前回事業を上回り改善傾向が見られます。また、事業の運営に要した費用については、前回事業と比較し、いずれも督促納付月数1月及び免除等承認件数1件当たりに要した費用が下回っていることから、こちらも改善されていると言えます。3ポツの実施経費につきましては、事業の累計として約13%の経費が削減されており、削減要因の一つである前回事業で実施していたモデル事業に係る実施経費を差し引いても、全体としては約9%経費が削減されております。

最後、4ポツ、評価のまとめといたしましては、これまでお伝えしましたとおり、確保されるべき質として挙げられている最低水準及び達成目標の26年度開始事業第2期、27年度開始事業第1期において一部達成されなかった理由として、機構にて発生した不正

アクセス事案を受け、受託事業者の責に帰さない理由により納付督促を中止していたことが主な原因の一つであり、今後機構においては、当該公共サービス事業の適切な実施のためにも、機構及び受託事業者双方において、情報セキュリティ対策としての個人情報の取り扱いをより一層徹底するよう検討する必要があると考えております。また、中止期間を考慮した期間においても未達成であった理由及び各契約地区において達成率のばらつきがある理由といたしまして、サービスの質としている最低水準、達成目標の設定に課題があると考えられるため、適切な水準であるか否かについて検討する必要があると考えております。また、別途参考資料としております契約状況等の推移、こちら枚数が各対象地区別にございますのでかなりの枚数がありますが、こちらにありますとおり、複数の地区においては、応札者数のばらつきがありますものの、いずれの対象地区においても複数応札がなされており、今後の事業におきましても、引き続き競争性の確保がなされるように努める必要があります。

最後、7ページの今後の方針としまして、当事業は公サ法第33条にある国民年金法の特例に基づくものであることから、次回開始事業も公サ法のもと継続して行うところであり、機構において次期開始事業に向けて、7ページの記載にありますとおり、実施要項の見直しを検討しているところではありますが、これらを監理委員会で審議し、民間事業者によるインセンティブが働くように努めた上で各民間事業者の創意工夫の活用を強化し、国民年金納付率の向上を図っていく必要があるものでございます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）についてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○浅羽副主査 ご説明どうもありがとうございました。

全体としての評価は承りましたけれども、その後についています詳細データを拝見させていただきますと、かなり受託事業者間のばらつき、あるいは同じ受託事業者でも地域間のばらつきがあるのはどうしても気にあるところではございます。そうしたものに対して、達成目標の設定といったような話が出ていましたけれども、こうしたばらつきの原因は、達成目標の設定のところに課題があるのか、あるいはそれも含むということかもしれませんが、それともほかに何か課題はないのか、こういった点についてまず機構さんの評価をお聞きしたい。それでもし達成目標以外の部分でも何かあるということであれば、先ほど

偽装請負にちょっとかねないというような話もありましたけれども、今後、じゃ、それに対してどういう対策が考えられているのかといったことをお聞かせ願えればと思います。

○菅野国民年金部長 まだ具体的に私のほうからお示するというのは難しいんですが、国民年金保険料の場合、地域性というのがございまして、例えば富山ですとか、島根、鳥取というところは、過去から納付意識が高く納付率も高い。70%に行きます。それから、やはり大都市大阪、それから東京といったところについては、納付率が低いというようなこともございます。そういった地域性は、市場化テストの事業の実施以前から、国民年金保険料の収納業務が分権以降、国の直轄事業になりました平成14年以降もそうですし、それ以前においても、やはりそういった地域で低いという傾向は今も変わっておりません。ですから、そういった意味でいくと、なかなかこの点について、踏まえて達成目標ですとか、そういったところに反映していく、どう反映していくのかというのは非常に難しいところがあると思います。

ただ、いずれにしても先ほど言いましたように富山ですとか、それから島根、鳥取のように、納めていただく方の比率が高いところもそうではない大都市も同じようにやるのかと。要するに難しさという点を入れる方法はないのかという点について、私どもも検討課題と認識はしております。結局落札したところによって非常に受託事業者さんに有利、不利が出てくるというのが事実ですし、かといって、じゃ、富山とかそういったところの委託費用を落としていいのか、少なくしていいのかというと、またこれは問題ですし、そこはどっちで影響があるのかと。もっと言えば、私ども内部でも非常に議論になるのが、自然納付率と言っているんですが、もともと何もしなくても納めていただく方は一体どれぐらいなんだろうというところに、さらに年金事務所がやっております滞納者に対する特別催告状ですとかいったこととか、いわゆる強制徴収だとか、そういうものと、それから市場化テストの関係で民間事業者の方に業務を行ってもらって、どういうふうに影響しているのかということも考えつつやっついていかなければいけないと思っておりますので、どういうミックスがいいのかどうかというのをちょっと考えて見なきゃいけないと思います。なかなか難しい課題だと思います。

おそらくこれは制度の最初のころからそういうのはあったかと思えます。今までどちらかという訪問員というか、人数でもって差をつけているということであれば、一つの考え方として、訪問員の数を、例えば大都市部ですと今は未納者1万人に対して1人、それ以外については1.5万人に対して1人としておりますけれども、これを少し変えて、もう

少し納付率のいいところは、例えば2万人に1人にするとか、逆に、その分についてそのまま人数を減らすんじゃなくて、逆に都市部のほうにシフトして要員を増やすというような形に変えるとか、そういった考えもあるんですが、人を動かすと非常に影響が大きいものですから、動かすことによって納付率に影響するという部分もございますので、そこは電話督促ですとか、そういったところとうまくミックスしながらやらなければいけないのかなと思っております。それも私どもの課題として認識しております。

○浅羽副主査 今の点に絡めて、先ほど夜間や土日がやはり非常に接触率が高く、その後も結果によると結びつきやすいというようなお話を伺いましたけれども、それ以外のノウハウについても、いろいろと機構が何か地域によって、あるいは受託事業者によって違うなんていうことの認識はあるのでしょうか。

○菅野国民年金部長 以前は例えば北海道であれば農家の方が中心ですので、春先とか、そういった時期に何度行ってもお金がないからと言って払ってもらえない、ですから、そういうところはむしろは秋だとか年末に、ごそと農産物の売り上げが入ったときに行くのが効果的だというようなことはございましたけれども、今はさすがにそういうのは変わってきていますので、いわゆる農家、専業で年に1回入ってくる収入だけで生活されている方は非常に少ないので、ある意味でいけば給与所得に近い方も多いですから、あまりどこか地域的にこういうふうにやったりしたほうがいいというのは、今ちょっと最近ではないと思っております。

○浅羽副主査 もう一つだけいいですか。

最後コメントですけれども、先ほどおっしゃられた分母対策の話ですけど、非常に批判の多いところでもありますし、また、注目されているところでもありますので、ぜひこちらの方で、数字がとか比率がどこがいいかというのはなかなかぴたりと言えるものではないですけれども、想定はこういう方向で積極的にやっていただきたいというふうに考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○菅野国民年金部長 はい。

○尾花主査 他にないですか。

それでは、時間となりましたので、国民年金保険料収納事業の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局　ございません。

○尾花主査　それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○菅野国民年金部長　ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

(日本年金機構退室)

— 了 —